

令和 7 年 9 月議会

福祉都市委員会報告資料

- | | | |
|----|---|-------|
| 1 | 専決処分（家賃滞納、不法占有）
報告第43号及び第44号
市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について
報告第47号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について
報告第45号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について
報告第46号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について | … 1 頁 |
| 2 | 専決処分（損害賠償）
報告第49号 交通事故による損害賠償額の決定に関する
専決処分について | … 6 頁 |
| 3 | 福岡市住生活基本計画（骨子案）について | … 8 頁 |
| 4 | 福岡市市営住宅ストック総合活用計画の改定について（中間報告） | …20頁 |
| 5 | 冷泉小学校跡地での取組みについて | …24頁 |
| 6 | 福岡市景観計画（案）について | …27頁 |
| 7 | 広告宣伝車（アドトラック）の実態調査について | …44頁 |
| 8 | 九州大学箱崎キャンパス跡地の都市計画の決定・変更について | …46頁 |
| 9 | 福岡市みどりの基本計画（案）について | …74頁 |
| 10 | 福岡市都市計画マスタープラン（案）について | …87頁 |

令和 7 年 9 月 9 日

住 宅 都 市 み ど り 局

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第43号及び第44号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者（表1）又は家賃滞納者及び連帯保証人（表2）に対し、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求めるため訴えを提起することについて、訴えの相手方ごとに専決処分した。

表1（報告第43号）

	訴 え の 相 手 方	明渡し対象住宅	滞 納 家 賃 総 額	住 宅 明 渡 し 請 求 日	専 決 処 分 年 月 日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		円 71,429	令和7年 5月29日	令和7年 7月28日
2			92,560	令和7年 4月29日	令和7年 7月28日
3			282,986	令和7年 4月29日	令和7年 7月28日
4			200,519	令和7年 5月29日	令和7年 7月28日

表2（報告第44号）

	訴 え の 相 手 方	明渡し対象住宅	滞 納 家 賃 総 額	住 宅 明 渡 し 請 求 日	専 決 処 分 年 月 日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		円 130,380	令和7年 6月28日	令和7年 8月19日

○和解に関する専決処分について

報告第47号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者のうち、滞納家賃等の納付の意思があると認められる者（表3）と和解することについて、和解の相手方ごとに専決処分した。

表3（報告第47号）

	和 解 の 相 手 方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総 額	住 宅 明 渡 し 請 求 日	専 決 処 分 年 月 日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		円 268,148	令和7年 5月29日	令和7年 7月28日
2			166,446	令和7年 4月29日	令和7年 7月28日
3			98,458	令和7年 5月29日	令和7年 7月28日
4			114,453	令和7年 4月29日	令和7年 7月28日
5			17,609	令和7年 5月29日	令和7年 7月28日
6			147,780	令和7年 5月29日	令和7年 7月28日
7			248,387	令和7年 5月29日	令和7年 7月28日
8			114,993	令和7年 4月29日	令和7年 7月28日
9			75,600	令和7年 4月29日	令和7年 7月28日
10			104,926	令和7年 4月29日	令和7年 7月28日

11		※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		88,558	令和7年 5月29日	令和7年 7月28日
12				66,380	令和7年 4月29日	令和7年 7月28日
13				97,460	令和7年 6月28日	令和7年 8月19日
14				96,240	令和7年 6月28日	令和7年 8月19日
15				102,180	令和7年 6月28日	令和7年 8月19日

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第45号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る不法占有者（表4）に対し、住宅の明渡し等を求めるため訴えを提起することについて、専決処分した。

表4（報告第45号）

	訴 え の 相 手 方	明渡し対象住宅	不法占有 認 定 日	概 要	専決処分 年 月 日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載しておりません。		令和5年 7月13日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したもの。	令和7年 8月19日

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第46号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る不使用者及び不法占有者（表5）に対し、住宅の明渡し等を求めるため訴えを提起することについて、専決処分した。

表5（報告第46号）

	訴 え の 相 手 方	明渡し対象住宅	不法占有 認 定 日	概 要	専決処分 年 月 日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載しておりません。		令和7年 7月1日	相手方のうち不使用者は、正当な事由がなく15日以上本件住宅を使用しないもの。 不法占有者は、本件住宅の入居者の同居者として本件住宅に入居した者であるが、当該入居者の転出後に入居の承継の承認を受けず、不法に占有したもの。	令和7年 8月19日

○以上報告第43号ないし報告第47号について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

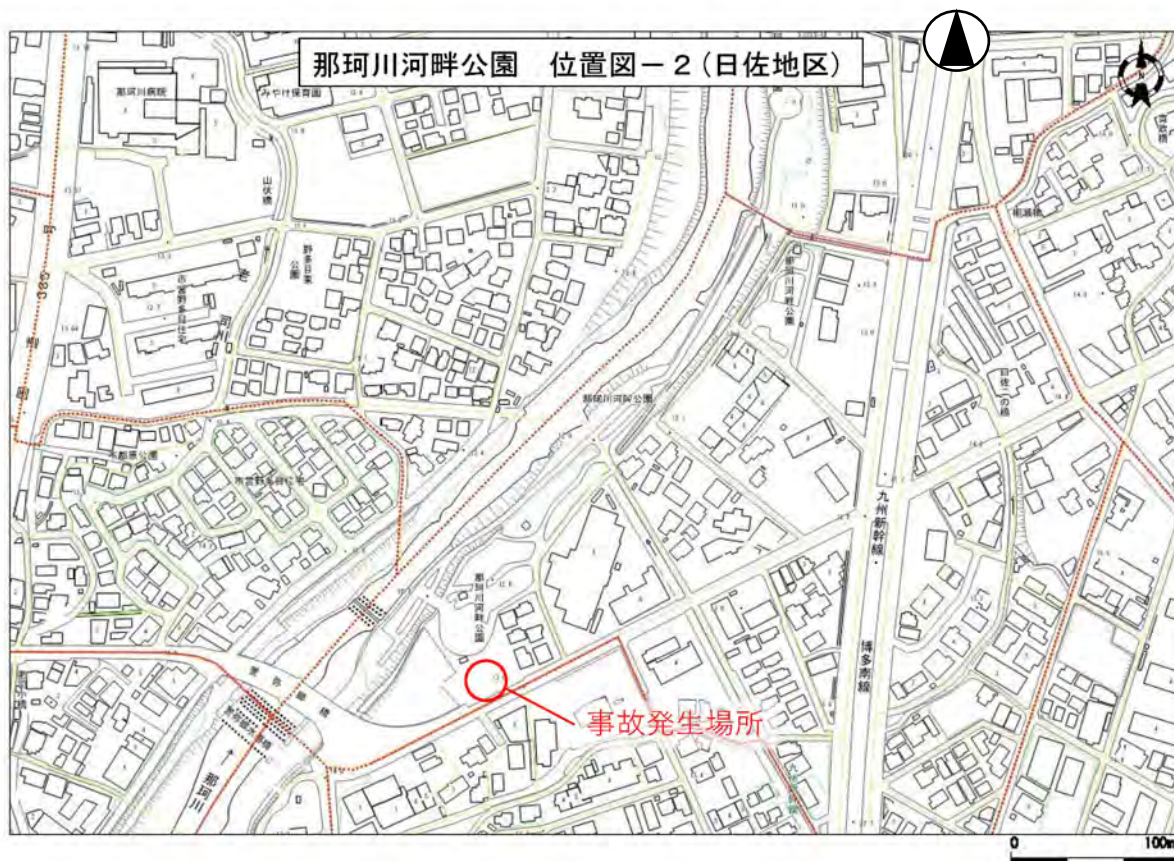
令和7年9月3日

福岡市長 高 島 宗一郎

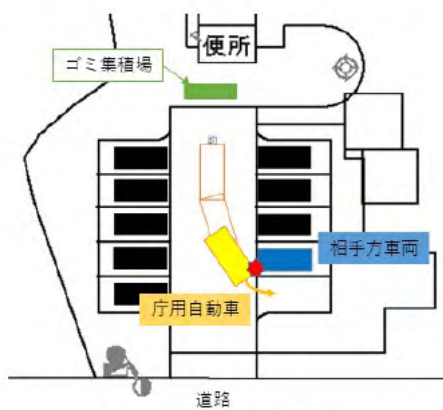
事 故 報 告 書

事故発生日時	令和 6 年 11 月 19 日 (火曜日) 15 時 00 分頃 天候 : 晴れ		
事故発生場所	福岡市 南区 日佐 5 丁目 2 那珂川河畔公園駐車場		
相 手 方	住 所	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載しておりません	
	氏 名		
事故の概要	南区維持管理課所属の会計年度任用職員が、那珂川河畔公園内に設置されているゴミ集積場へゴミを搬入するため公園駐車場に入り、ゴミの搬出後に方向転換のため駐車場の空きスペースにバックで入ろうとした際、左後方の縁石に注意が行き、右後方にハンドルを早く切りすぎてしまい、庁用自動車後部が右後方に停車中だった相手側車両のフロント部左側に接触したものの。		
損害の程度	相 手 方	人的損傷	なし
		物的損傷	車両フロント部
	市 側	人的損傷	なし
		物的損傷	なし
過 失 割 合	相手方 0 割		本市 10 割
損害賠償額	250,000 円		

■位置図



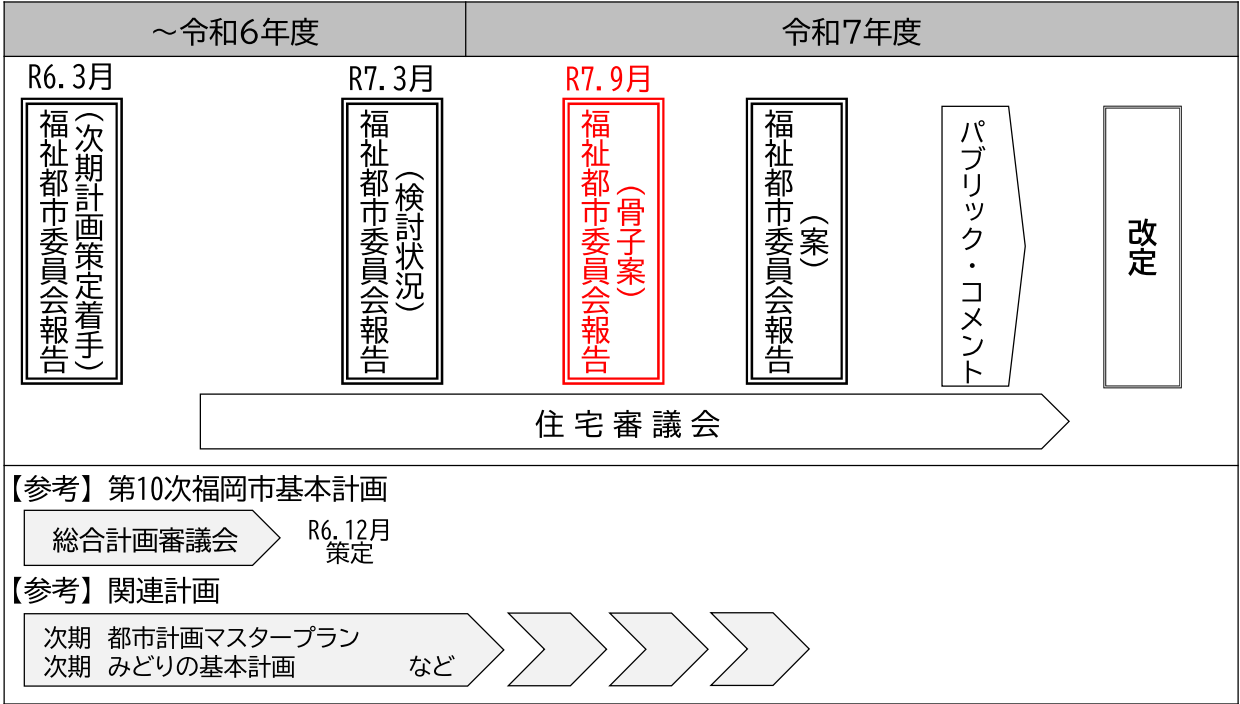
■詳細図及び現地状況



福岡市住生活基本計画（骨子案）について

1. 趣旨

住生活関連施策を総合的・一体的に推進するための計画である「住生活基本計画」の改定については、上位計画である第10次福岡市基本計画等を踏まえ、住宅審議会で審議いただくとともに、市民や議会等の意見を伺いながら検討を進めており、今回、骨子案について報告するもの。

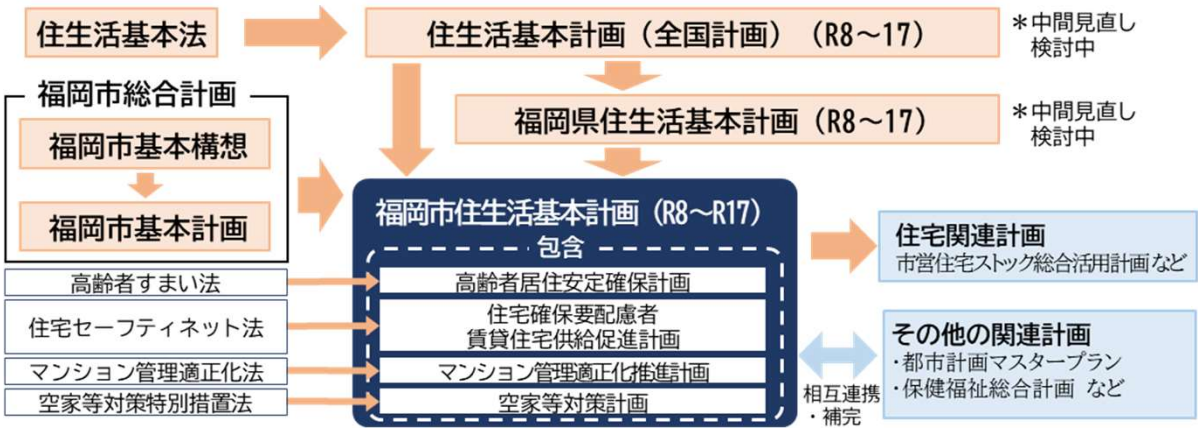


2. 骨子案について

(1) 計画の概要

■ 位置づけ

上位計画である「福岡市基本計画」や「住生活基本計画（全国計画）」を踏まえるとともに、関連計画との整合を図り、住生活関連施策を総合的・一体的に推進するための計画で、住生活に関する将来ビジョンや基本目標を示すもの



■ 住生活の定義及び範囲

『住生活とは…3つの「住」
住宅、住環境、コミュニティ（住民活動）に関わるもの』

- 住宅・住環境等に関係するハード・ソフトの両方を含めたもの
- コミュニティ※（住民活動）により成り立つもの
- 「生活」に関わるもの

※コミュニティという広い範囲の中からソフト的なもの（住民活動）を追加

住宅 住環境
住生活
コミュニティ（住民活動）

■ 計画期間

令和8年度から令和17年度（10年間）

《参考》 第10次福岡市基本計画

都市経営の基本戦略

- (1) 生活の質の向上と都市の成長の持続的な好循環を創り出す
- (2) 多様な人材が育ち、集い、チャレンジできる環境をつくる
- (3) 福岡都市圏全体として発展し、広域的な役割を担う

住生活に関連する主なポイント

<目標1>一人ひとりが心豊かに暮らし、自分らしく輝いている

施策1-1 多様な市民が輝くユニバーサル都市・福岡の推進

<目標2>すべての子ども・若者が夢を描きながら健やかに成長している

施策2-1 社会全体で子どもを見守り、子どもを望む人が安心して
生み育てられる環境づくり

<目標3>地域の人々がつながり、支え合い、安全・安心に暮らしている

施策3-1 つながりと支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化

施策3-3 安全で快適な生活基盤の整備と災害に強いまちづくり

施策3-4 日常生活における安全・安心の確保と地域福祉の推進

<目標4>人と自然が共生し、身近に潤いと安らぎが感じられる

施策4-1 都市と自然が調和したコンパクトで個性豊かなまちづくり

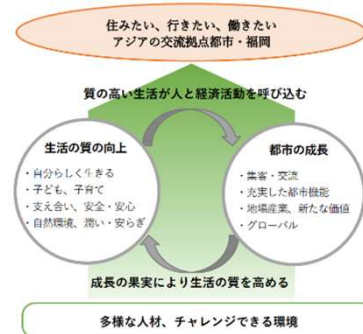
施策4-2 花や緑などによる潤いや安らぎを感じるまちづくり

施策4-3 持続可能で未来につながる脱炭素社会の実現

<計画推進にあたっての基本的な考え方>

- ・最先端技術の活用（市民の利便性の向上や業務の効率化）

<生活の質の向上と都市の成長の
持続的な好循環のイメージ>



《参考》 住生活基本計画（全国）の中間見直しの検討状況

<中間とりまとめ（素案）R7.7>

【中間見直しのスケジュール】

R6.10
着手

R7.11頃
中間とりまとめ

R8.3
策定予定

検討の方向性

（1）「住まうヒト」の視点

- ① 人生100年時代を見据え、高齢者が孤立せず、希望する住生活を実現する環境整備
- ② 若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現
- ③ 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境・居住支援体制の整備
- ④ 過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備

（2）「住まうモノ」の視点

- ⑤ 多世代にわたり活用される住宅ストックの形成
- ⑥ 住宅ストックの性能や利用価値が市場で適正に評価され、循環するシステムの構築
- ⑦ 住宅の誕生から終末期まで切れ目のない適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進
- ⑧ 持続可能で魅力ある住環境の形成
- ⑨ 頻発・甚大化する災害に備えた安全な住環境の整備

（3）「住まいを支えるプレイヤー」の視点

- ⑩ 担い手の確保・育成や国際展開を通じた住生活産業の発展
- ⑪ 国と地方における住宅行政の役割の明確化と推進体制の整備

(2) 現状と課題等

社会情勢の変化など	主な市民意見	主な審議会意見
【社会全体】 - ダイバーシティ(多様性)の重要性の高まり - 脱炭素社会に向けた社会的要請 - デジタル技術の飛躍的進化 - 少子高齢化の急速な進展 【住生活関連の課題】 人に関すること - 住宅確保要配慮者の増加・多様化 - 子育てしやすい居住環境の確保 - 増加する高齢単身世帯への住生活支援 住まい・住環境に関すること - 高齢者等の入居への貸主の不安感の軽減 - 分譲マンションの老朽化や居住者の高齢化 - 希薄化・孤立化する地域コミュニティ 市営住宅 - 効率的な維持更新(半数以上が高経年) - 高齢化が進む入居者・団地コミュニティ	- 高齢者になったときに生活できる場所の選択肢がたくさん持てること - 安心して子育てと仕事が両立できる - 独り身の高齢者が安心して住める - 多様な人が自分らしくいきられるためのまちづくり - 災害・有事に備えるまちづくり - 犯罪や事故が少ない安心して住める - 再生可能エネルギーやEVの推進 - 高齢者や子育て世帯が孤立せず、安心して暮らせる地域コミュニティ - 必要な人が必要な情報を受け取りやすい環境 - 市民が住宅や居住環境で重要と思うことは、安全性に係る割合が高い	- 高齢者でも子どもでも住みやすい住まいづくりが大事 - 福祉と住宅の連携は、居住支援協議会等を通じて活発な議論を行い、相互理解を深めることが重要 - 既存住宅の改修などにより、断熱性能を向上させていくことが重要 - 地域活動への参加促進は、同世代の繋がりを作ることから始めることも大事 - マンションの調査を行っても返事がないマンションの把握に努め、対応していくことが重要 - 福祉の活用も含めた空き家の有効活用が大事 - ホームページについて、属性からアクセスできるようにするなどの配慮が必要

など

(3) 方向性

改定の考え方

- 福岡市の現状や社会情勢の変化、上位計画等を踏まえて取り組んでいく
- **基本目標や基本方針は維持**しながら、取り組んでいく
- **住宅の確保に配慮が必要な方にしっかり対応**するとともに、**「ダイバーシティ(多様性)」、「脱炭素社会の実現」、「DXの推進」を「横断的な視点」と位置付けて、検討を推進**

将来ビジョン 住みたい、住み続けたい、住み続けられる。豊かな住生活都市・福岡

基本目標		基本方針		横断的な視点		
1	みんなにやさしい居住環境の形成	1	高齢者世帯が住みやすい居住環境の整備	ダイバーシティ(多様性)	脱炭素社会の実現	DXの推進
		2	子育て世帯が住みやすい居住環境の整備			
		3	ユニバーサルデザインの理念による住まいづくり・まちづくりの推進			
2	住宅セーフティネットの充実	4	住宅確保要配慮者の住まいの確保			
		5	住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実			
3	豊かさと安全・安心をそなえた住生活の実現	6	安全・安心な住生活を実現する住まいづくり・まちづくりの推進			
		7	環境に配慮した住まいづくりの推進			
		8	住生活を支えるコミュニティの形成促進			
		9	住み続けられる居住環境の整備			
4	良質な住宅ストックの将来への継承	10	良好なマンションの形成に向けた取組みの推進			
		11	空き家対策に向けた取組みの推進			
5	活発な住宅市場の形成	12	住宅市場の環境整備			

(4) 基本方針と主な施策

基本目標 1 みんなにやさしい居住環境の形成

基本方針 1 高齢者世帯が住みやすい居住環境の整備

高齢者世帯が健康で安心して暮らせる住宅の供給を促進するとともに、円滑な住替えや、家庭や地域で安心して暮らし続けるための支援の充実を図るなど、高齢者世帯が住みやすい居住環境の整備を進める

<主な施策>

○高齢者向け住宅の供給促進

- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録促進
- ・セーフティネット住宅や居住サポート住宅の登録促進

○健康で安心な住まいづくりの促進

○多様な居住ニーズに応じた住替えの支援の充実

- ・住まいサポートふくおかによる入居支援
- ・高齢者世帯の住替え助成

○在宅生活支援サービスの充実

など

基本方針 2 子育て世帯が住みやすい居住環境の整備

子育てしやすい住宅の供給を促進するとともに、子どもの成長に応じた住替えの支援の充実や、子育て環境の整備の促進を図るなど、子育て世帯が住みやすい居住環境の整備を進める

<主な施策>

○子育てしやすい住宅の供給促進

○多様な居住ニーズに応じた住替えの支援の充実

- ・子育て世帯の住替え助成

○公的賃貸住宅における子育て世帯の入居支援

- ・市営住宅における子育て世帯の入居優遇

○子育て環境向上に資する施設の整備促進

など

基本方針 3 ユニバーサルデザインの理念による住まいづくり・まちづくりの推進

誰もが安心して暮らせる住まいづくりや、多様な世帯・世代が暮らしやすいまちづくりを促進するなど、ユニバーサルデザインの理念による住まいづくり・まちづくりを進める

<主な施策>

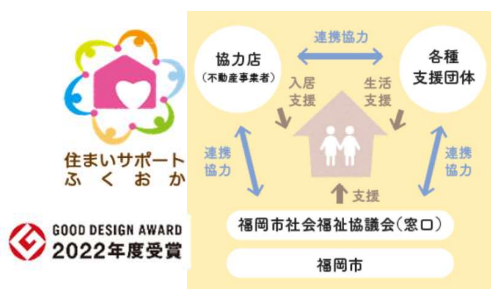
○ユニバーサルデザインの導入促進

- ・市営住宅における車いす利用者向け住戸の導入
- ・市営住宅における医療・介護事業者向け駐車場の導入

○地域特性を踏まえた生活支援施設等の導入促進

○多様な世帯・世代が共生する取組みの促進

など



住まいサポートふくおかによる
入居支援（制度イメージ）



子育て世帯の住替え助成



市営住宅における
車いす利用者向け住戸の導入

基本目標2 住宅セーフティネットの充実

基本方針4 住宅確保要配慮者の住まいの確保

市営住宅を中核としつつ、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を合わせた賃貸住宅市場全体で、住宅確保要配慮者の住まいの確保を進める

<主な施策>

- ストック総合活用計画に基づく効率的・計画的な機能更新の推進
 - ・管理戸数を維持しながら、計画的に建替えや改善を実施
- 誰もが安心して暮らすことができる居住環境の形成
 - ・ユニバーサルデザインの理念に基づく機能更新の実施
 - ・良好なコミュニティの形成に配慮した多様な住戸タイプの供給
- 大規模団地の建替えに合わせた地域の拠点の形成
 - ・地域課題等を踏まえた福祉施設等の導入
- 公的賃貸住宅におけるセーフティネット機能の強化
- セーフティネット住宅等の供給促進

など

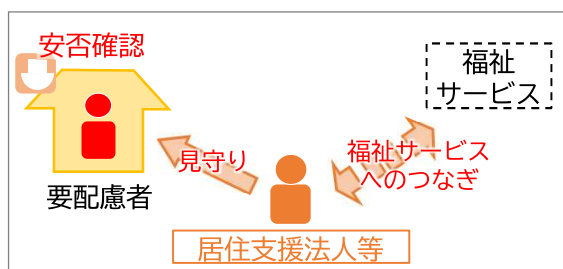
基本方針5 住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実

多様な主体や福祉施策との緊密な連携により、入居から退去まで切れ目のない支援を図るとともに、被災者への住宅支援の充実を図るなど、住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実を進める

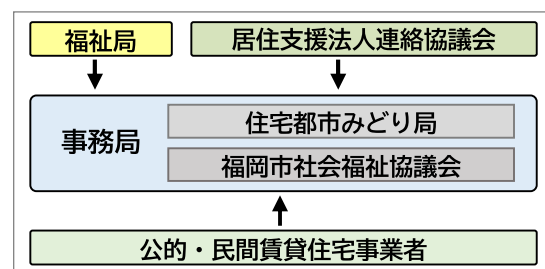
<主な施策>

- 福岡市居住支援協議会の充実
- 入居から退去まで切れ目のない支援の充実
 - ・住まいサポートふくおかによる入居支援【再掲】
- 公的賃貸住宅における支援の充実
- 貸主が賃貸住宅を提供しやすい市場環境の整備
 - ・居住サポート住宅の登録促進【再掲】
- 被災者支援の充実

など



居住サポート住宅の登録促進
(制度イメージ)



福岡市居住支援協議会の充実
(体制イメージ)

基本目標3 豊かさや安全・安心をそなえた住生活の実現

基本方針6 安全・安心な住生活を実現する住まいづくり・まちづくりの推進

災害に強く防犯性の高い住まい・まちづくりの促進や、防災等に関する地域等の取組みの支援を図るなど、安全・安心な住生活を実現する住まいづくり・まちづくりを進める

<主な施策>

○住宅の耐震化の促進

・住宅の耐震改修費等の補助

○安全な居住環境の形成促進

○地域防災力の向上の促進

○防犯性の高い住まい・まちづくりの周知啓発

など

基本方針7 環境に配慮した住まいづくりの推進

脱炭素社会の実現に向け、新築と既存の両面で環境に配慮した住宅の供給を促進するとともに、緑化や木材利用の促進などの環境と共生するまちづくりに取り組むなど、環境に配慮した住まいづくりを進める

<主な施策>

○環境に配慮した住宅の供給促進

・断熱改修等の補助や税制優遇等に係る情報提供
・市営住宅におけるZEH水準の住宅の整備推進
・市営住宅に適した脱炭素の取組みの検討(太陽光発電設備など)

○緑化の促進

・住宅の緑化促進(緑化の助成など)

○木材利用の促進

・市営住宅集会所等の木造化

など

基本方針8 住生活を支えるコミュニティの形成促進

市民への周知啓発や自治会への支援などにより、地域活動への参加や交流を促進するとともに、大規模団地の建替えなどにおける地域の拠点づくりを促進するなど、住生活を支えるコミュニティの形成を進める

<主な施策>

○コミュニティ形成に向けた周知啓発

○自治会等の活動に係る支援

○公営賃貸住宅における取組みの充実

・集会所や広場を活用した地域活動やイベント等の開催

○地域の交流拠点の整備の促進

など

基本方針9 住み続けられる居住環境の整備

地域の魅力・特性に応じて、良好な居住環境の形成や定住化を促進するなど、住み続けられる居住環境の整備を進める

<主な施策>

○良好な居住環境の形成促進

・大規模団地の建替えなどにおける地域の拠点づくりの促進

○農山漁村地域等における定住化の促進

など



住宅の耐震改修費等の補助



市営住宅に適した脱炭素の取組みの検討(太陽光発電設備の試行設置)



大規模団地の建替えなどにおける地域の拠点づくり(医療モール)

基本目標4 良質な住宅ストックの将来への継承

基本方針10 良好なマンションの形成に向けた取組みの推進

管理組合の自主的な管理運営や維持修繕・再生に係る支援、管理不全マンションへのプッシュ型支援などにより、マンションの管理適正化を図るとともに、居住者への良質な居住環境確保に係る周知啓発など、良好なマンションの形成に向けた取組みを進める

<主な施策>

○良好な管理運営の維持促進

- ・マンション管理基礎セミナー等による意識啓発
- ・マンション管理計画認定制度の認定促進

○円滑な維持修繕・再生の促進

○マンションの管理運営状況の把握

- ・実態調査やフォローアップ調査等による実態把握の推進

○管理不全マンション等へのプッシュ型の支援

- ・管理不全マンションや予備軍への働きかけの強化

○良好な居住環境の形成に向けた周知啓発

など

基本方針11 空き家対策に向けた取組みの推進

居住時からの啓発により、空き家化の予防・適切な管理を促進するとともに、空き家の多様な利活用や流通の促進、放置空き家等の解消など、空き家対策に向けた取組みを進める

<主な施策>

○空き家化の予防の促進

- ・情報提供やセミナー等による意識啓発

○住宅市場での流通の促進

- ・空き家バンクの登録促進

○多様な活用の促進

- ・空き家改修費の補助（地域貢献施設等）

○放置空き家等の所有者等への助言・指導等

など

基本目標5 活発な住宅市場の形成

基本方針12 住宅市場の環境整備

既存住宅の流通やリフォーム市場の活性化を促進するとともに、住まいや住替えに関する情報提供・相談体制の充実を図るなど、住宅市場の環境の整備を進める

<主な施策>

○安心して取引できる環境整備の促進

○適切なりフォームの促進

○住まい・住替えに係る情報提供の充実

- ・市民に分かりやすいポータルサイトの開設

○住まい・住替えに係る相談体制の充実

- ・住宅相談コーナーや専門家による相談対応

など



マンション管理基礎セミナー等による意識啓発



空き家改修費の補助（地域カフェ等）



住宅相談コーナーによる相談対応

(5) 成果指標

住生活基本計画の改定については、住宅審議会で審議いただくとともに、市民や議会等からの意見を伺いながら検討を進めてきており、今回、将来ビジョンや基本目標、基本方針、主な施策を骨子案としてまとめているが、今後、成果指標についても、指標の分かりやすさや的確性等も踏まえつつ、検討を進めていく。

《成果指標の設定イメージ》

基本目標 1 みんなにやさしい居住環境の形成

- ＜指標例＞
- ・高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合
 - ・市営住宅の全募集戸数に対する子育て世帯向け募集戸数の割合
 - ・共用部分がバリアフリー化されている共同住宅の割合
- など

基本目標 2 住宅セーフティネットの充実

- ＜指標例＞
- ・市営住宅の機能更新(建替・改善)の戸数
 - ・セーフティネット住宅等への入居戸数
 - ・住まいサポートふくおかの成約件数
- など

基本目標 3 豊かさと安全・安心をそなえた住生活の実現

- ＜指標例＞
- ・新耐震基準が求める耐震性能を有する住宅の割合
 - ・一定の断熱性能を有する住宅の割合
 - ・地域活動に参加したことのある市民の割合
- など

基本目標 4 良質な住宅ストックの将来への継承

- ＜指標例＞
- ・マンション管理計画認定制度の登録棟数
 - ・管理運営状況を把握しているマンション管理組合の割合
 - ・居住目的のない空き家の数
- など

基本目標 5 活発な住宅市場の形成

- ＜指標例＞
- ・全住宅購入数に対する中古住宅数の割合
 - ・住宅におけるリフォームの受注高
- など

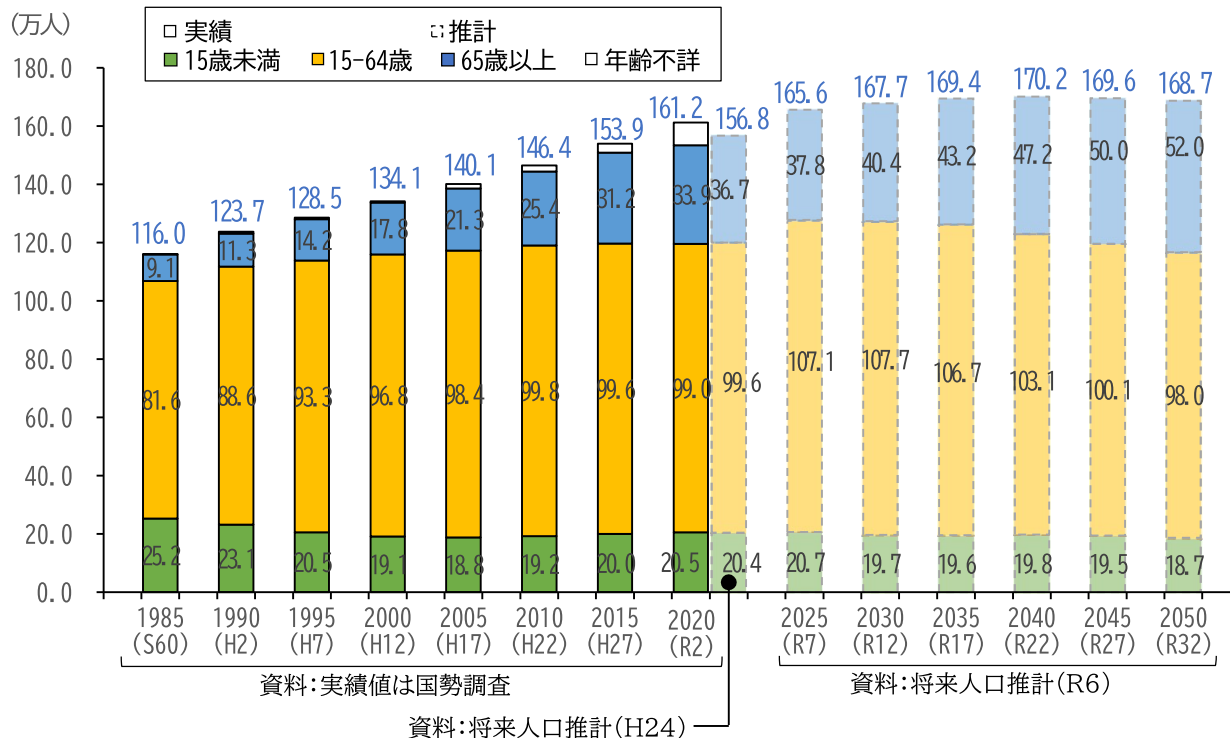
3. 今後の進め方

令和7年度中の改定に向け、今後とも、上位計画である第10次福岡市基本計画等を踏まえ、住宅審議会での審議をいただくとともに、市民や議会等の意見を踏まえながら、検討を進めていく。

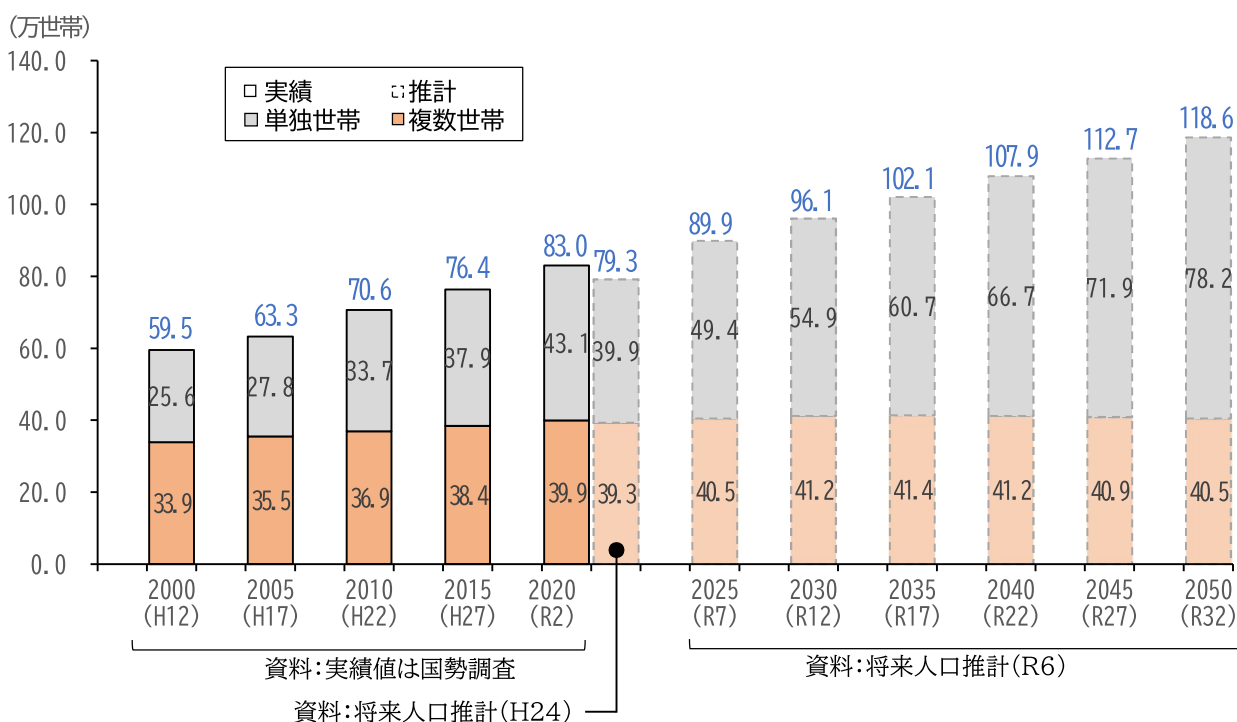
■ 人口・世帯数

- ・人口、世帯数ともに、平成24年の市推計を上回るペースで増加しており、中でも人口は65歳以上、世帯数は単独世帯が増加。
- ・令和6年の推計（令和32年まで）によると、人口は令和22年まで増加し、単独世帯は令和32年まで増加。

◇ 人口



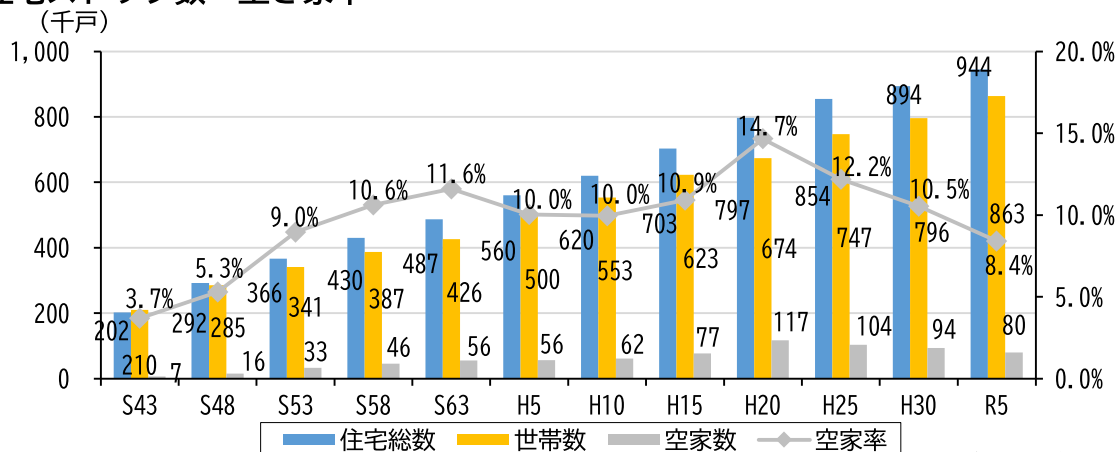
◇ 世帯数



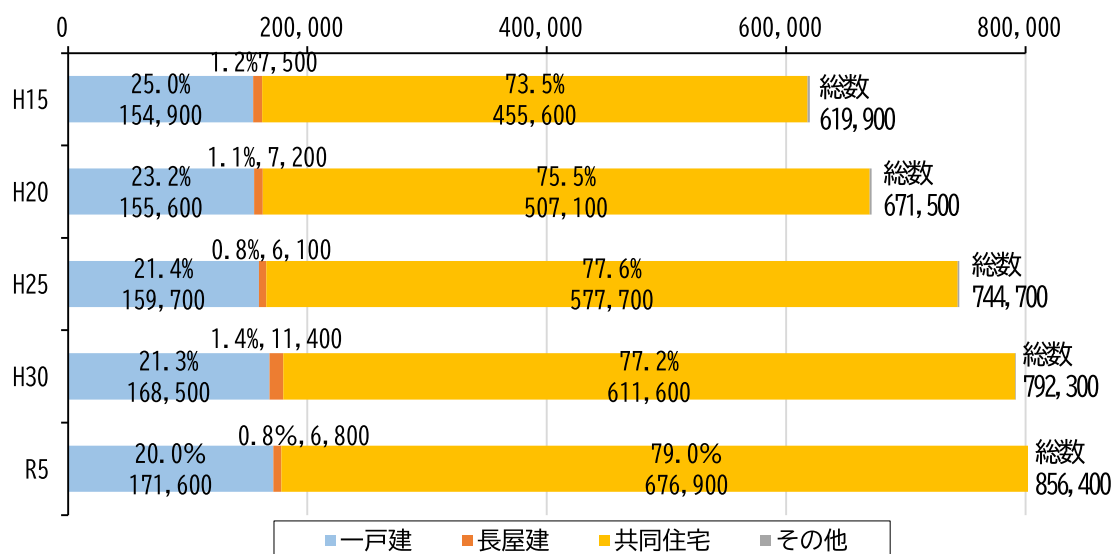
■ 住宅ストック

- ・住宅ストック数は増加しており、なかでも共同住宅が特に増加し、令和5年時点で住宅総数の79.0%を占めている。
- ・近年、空き家数、空き家率ともに減少しており、居住目的のない空き家も平成30年よりも減少している。

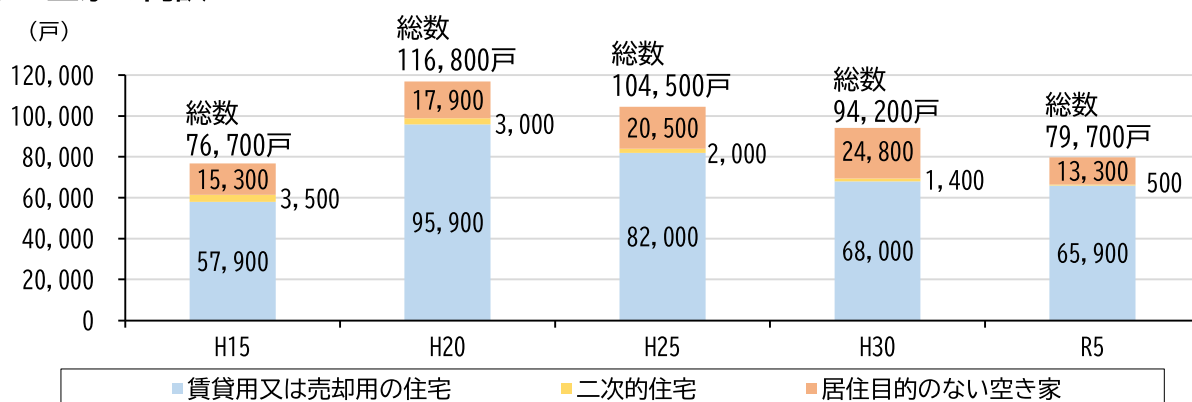
◇ 住宅ストック数・空き家率



◇ 住宅種類別構成比



◇ 空家の内訳



1. みんなでつくる福岡市の将来計画プロジェクト

次期基本計画の策定に向けた検討を進めるにあたり、次代を担う子どもたちや若者をはじめ、幅広い市民等から意見を募集するもの。

◆ 実施期間

令和5年4月25日～10月31日(ワークショップ等については11月末まで)

◆ 実施内容

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) オンラインアンケート | (5) ゲームを活用した取組み |
| (2) メールや郵送等による意見の受付 | (6) 小中学校での意見募集 |
| (3) 外国からの来訪者へのアンケート | (7) 有識者インタビュー |
| (4) ワークショップ | (8) 民間主導の取組み |

◆ オンラインアンケートの結果概要

①あなたにとっての幸せな未来のために特に大切なこと(回答件数8,242件)

「健康的な生活」「仕事・働き方」「住む場所」「思いやり・多様性」「身近な自然」などの15項目の中から幸せな未来のために大切な項目を選択し(複数回答可)、選択した項目について満足度を回答

▶「住みたい場所に住めること」については、選択割合は62.4%、満足度は73.1%

②福岡市や自分自身の未来についての自由記述意見(延べ3,315件)

ユニバーサルデザイン、健康、福祉	504件	環境、自然	158件
子ども、教育	652件	交通	445件
文化芸術、スポーツ	160件	経済振興、都心部	299件
地域コミュニティ	86件	国際	59件
防災、都市基盤	161件	その他	636件
防犯、モラル・マナー	155件		

○自由記述意見の主な内容(住生活に関連がある項目のみ記載)

分類	主な意見
ユニバーサルデザイン、健康、福祉	◆多様な人が自分らしく生きられるためのまちづくり(20代以下・南区) ◆自由に選択ができる福岡市(70代以上・城南区) ◆1人でがんばって生活している人にも優しい福岡(30代・城南区) ◆歩道の段差をなくし、自転車やベビーカー、車椅子でも安心に(50代中央区) ◆老後でも安心して暮らせる福岡市(40代・西区) ◆高齢者になったときに生活できる場所の選択肢がたくさん持てること(40代・西区)
子ども、教育	◆子育て支援の所得制限を無くしてほしい(30代・早良区) ◆安心して子育てと仕事が両立できる環境(20代以下・南区) ◆子どもたちがのびのび遊べるところがほしい(60代・東区) ◆子どもが大人になった時も住み続けて結婚子育てをしたいと思えるまち(20代以下・早良区)
地域コミュニティ	◆コミュニティでお互い声をかけ合い、困った時にすぐ助け合えるようなまち(40代・南区) ◆高齢者や子育て世帯が孤立せず、安心して暮らせる地域コミュニティ(50代・西区)
防災、都市基盤	◆災害・有事に備えるまちづくり(50代・中央区) ◆独り身の高齢者が安心して住める住居(50代・東区) ◆住みたいところに安価で安心して住める(40代・南区)
防犯、モラル・マナー	◆犯罪や事故が少ない安心して住めるまち(60代・西区)
環境、自然	◆再生可能エネルギーやEVの推進(20代以下・城南区) ◆花や緑に溢れたまち(50代・南区)
交通	◆市内隅々、交通の不便さの不平等を少しでもなくしていく福岡市(70代以上・東区)
国際	◆世界の人々が来てよかった、住んでみたいと思えるまち(40代・中央区)
その他	◆デジタル技術の活用で、さまざま便利で生産性の高い社会(50代・城南区) ◆必要な人が必要な情報を受け取りやすい環境(40代・中央区) ◆美しい建物を建て並べ、緑豊かな街並みを誇るまちづくり(60代・早良区) ◆大好きな福岡市。老若男女住み良いまちであり続けてほしい(50代・城南区)

2. 住生活総合調査

世帯の住宅及び居住環境に対する評価、住み替え・改善意向の有無と内容、住み替え・改善の実態等を把握することにより、住宅政策の基礎的資料を得ることを目的とするもの。

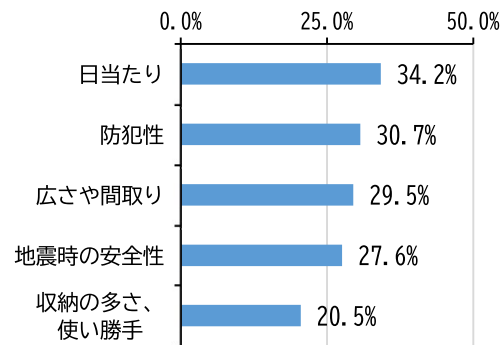
◆ 基準となる期日実施期間

平成30年12月1日現在

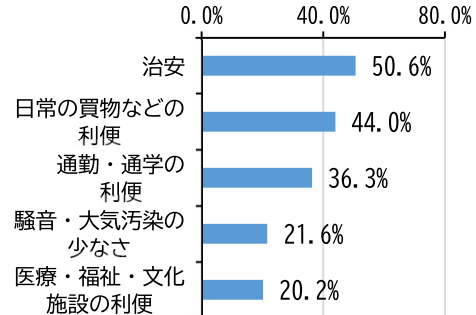
◆ 対象

住宅等に居住している世帯

住宅において重要と思うこと（複数回答）



住宅のまわりの環境について重要と思うこと（複数回答）



3. マンション管理組合実態調査

分譲マンションの管理実態や課題等を把握するとともに、その課題解決に向けた支援策の検討資料を得ることを目的とするもの。

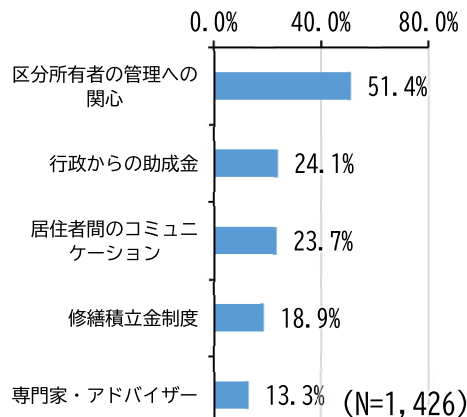
◆ 基準となる期日実施期間

令和3年6月1日～令和6年6月31日

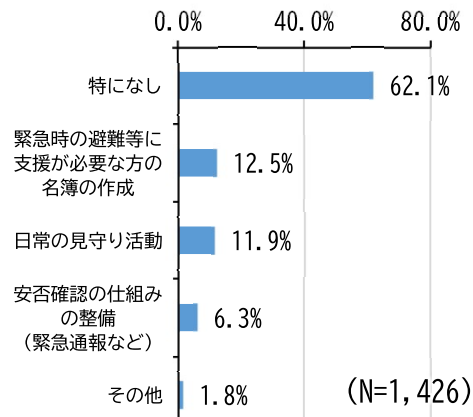
◆ 対象

市で把握している3階建て以上の分譲マンションの管理組合

維持・管理のために必要なこと（複数回答）



実施している高齢者への支援・対応（複数回答）



4. 民間賃貸住宅の管理等に関するアンケート調査（福岡県）

民間賃貸住宅への入居及び入居後の管理に携わる県内事業者に対し、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への入居時の対応や住宅確保要配慮者の入居のために必要な居住支援策などについて把握することを目的とするもの。

◆ 基準となる期日実施期間

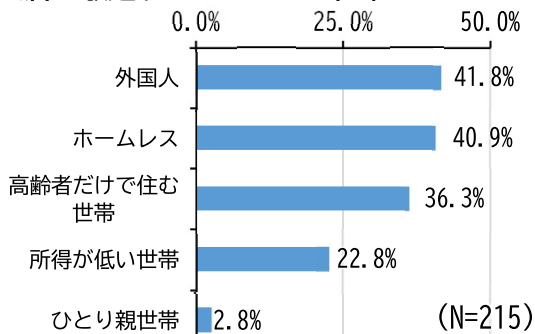
令和2年10月～11月

◆ 対象

公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会会員

公益社団法人 全日本不動産協会会員

入居を敬遠することがある世帯



入居を敬遠する理由（外国人）

